

船舶検査方法の一部改正に伴う AIS の年次テストについて

一般社団法人 全国船舶無線工事協会

平成 24 年 7 月 1 日より船舶自動識別装置 (AIS) に新たに IMO の「年次検査」が適用になります。これに伴い、平成 24 年 6 月 26 日付で国土交通省検査測度課から「船舶検査方法の一部改正について」が通達されました。このため、国際航海に従事する義務船舶局に搭載する AIS の検査項目に「専用試験機」による項目が追加されます。

これに合わせて総務省においても関係規定を整備することとしていますが、登録点検事業者等が行う AIS 搭載義務のある船舶局の AIS の点検においては、別添の船舶自動識別装置整備記録の用紙を使用してください。

なお、AIS 搭載義務のある船舶局以外の AIS の点検は、当面の間、従前のとおりでも構いません。

AIS 搭載義務のある船舶局は、全ての旅客船、国際航海に従事する 300 トン以上の船舶、国際航海に従事しない 500 トン以上の船舶です。

1 概要

国際海事機関 (IMO) において、船舶自動識別装置 (AIS) の年次テスト (ANNUAL TESTING) の義務化に関する SOLAS 条約附属書改正案が採択され、平成 24 年 7 月より発効することから、我が国においても、改正内容を担保するため、船舶検査の方法の一部改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 船舶自動識別装置 (AIS) の年次テストの義務化に伴う検査方法を制定する。
- (2) その他所要の改正を行う。

3 適用時期

平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

参考事項

試験器の機能としては、被検査 AIS からのデータを読み取れるもの、被検査 AIS へデータを送れるもの、仮想船舶が設定でき、被検査 AIS へポーリングを行い、その応答を受け取れるものがが必要です。さらに、ch70 でのポーリング機能を検査することが要求されています。

これに対応する携帯型試験器は、海外技術株式会社が海外から輸入して販売していますが、現時点で国産品はありません。

海外技術株式会社が販売する試験器 (Model : AITS-R) には、2 つのポートがあり、その 1 つは小型アンテナを使用するものですが、その出力が電波法で定める微弱な電波の範囲を超えますので、直接 AIS と試験器を同軸ケーブルで接続 (出力が過大の場合は減衰器を挿入) して試験する必要があります。また、12 月頃には電力に加え周波数も測定できる新型が販売される予定です。

この試験器を用いて登録点検を実施するときは、実施方法書に登録する必要があります。また、この試験器を高周波電力計や周波数計として使用する場合は、電波法で定める較正が必要になります。単に試験器として用いる場合は較正の義務はありません。

この改正に係る船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表は、全工協 HP に掲載します。(ユーザー ID、パスワードが必要となります。)